静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示
静岡労働局一般公示第11号

令和８年10月30日、静岡地方最低賃金審議会から静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第３項において準用する同法第11条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、静岡県の区域内ではん用機械器具製造業(ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業、航空機・同附属品製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第３項において準用する同法第11条第２項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第８条の規定に基づき令和８年11月16日までに静岡労働局長あて（静岡市葵区追手町９番50号静岡地方合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年10月30日

静岡労働局長　國分　一行

記

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見の要旨

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

１　適用する地域
静岡県の区域

２　適用する使用者
前号の地域内ではん用機械器具製造業(ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業、航空機・同附属品製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1)　18歳未満又は65歳以上の者
(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)　次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
ロ　手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務
ハ　手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務
ニ　手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金
１時間　1,184円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
令和９年１月21日